

La Sette Gruppo 弦楽合奏団 規約

第1条（名称・所在地・設立日）

1. 本団は、「La Sette Gruppo 弦楽合奏団」（以下、「本団」とする。）と称する。
2. 本団の所在地を代表者宅とする。
3. 本団の設立は2022年1月1日である。

第2条（目的）

本団では、演奏曲の時代に合った奏法による合奏を通じて音楽文化の促進・発展に寄与し、団員の技術向上、地域社会との交流を図ることを目的とする。

第3条（活動）

本団は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。なお、団員は、可能な限り本団の活動に参加するものとする。

- ア 月2回の定期練習（原則、東京都豊島区・文京区近辺の会場で行う）
- イ 特別練習（講師等を招聘し演奏のグレードアップを図る）
- ウ 演奏会及び演奏会前の臨時練習
- エ 地域演奏会、社会活動等、目的の範囲内において適当と認めたその他の事業

第4条（入団・入団金・団費・活動費）

1. 入団を希望する者は、1回以上の本団練習参加を経て、団員の過半数の承認を得たのち、代表者が入団の可否を決定する。
2. 入団が許可された者は、入団の意思を本団代表に表明し、入団金の納入をもって入団する。なお、入団の意思表示をもって、本団規約の遵守する意思があるものとみなす。
3. 入団金は2,000円とし、新入団員は、入団の意思表示後初回練習時に支払う。
4. 団費は月額1,500円とし、団員は、2か月分（計3,000円）を、各奇数月最初の練習日を期日として、団が指定する方法にて支払う。
5. 学生の入団金及び団費は、協議の上、代表の決定により減免を可能とする。
6. 前項団費以外に、活動状況に応じて費用（以下、「活動費」とする。）の徴収を求めることがある。
7. 本団は、一旦納入された入団金、団費及び活動費については、これを返還しない。ただし、活動費については、活動の進行状況に応じた返金を可能とする。
8. なお、会場費等の定期的な支出の継続的な増加が見込まれる場合、団員の過半数の同意を得て団費を改定することができる。

第5条（欠席・休団・退団・除名）

1. 団員は、やむを得ない事情によって本団の活動を欠席する場合、代表者又は他団員への事前連絡に努める。
2. 一ヶ月を超えて本団活動に参加できない事情が生じた場合、あらかじめ代表者へその旨を申し出ることによって、団費に未納がない場合に限り、6か月を超えない範囲で休団を認め、休団中の団費は免除とする。
3. 休団期間は、再度の申し出により原則として1度まで延長することができる。

4. 休団期間終了日までに復団の申し出がない場合は、退団とみなす。
5. やむを得ない事情により本団を退団する場合は、その旨を代表者に申し出る。
6. 未払いの団費がある場合には、退団までにこれを清算する。
7. 団員が次に該当する行為を行った場合は、役員会の決定により当該団員を除名することができる。
 - ア 正当な理由なく3か月以上定期練習に無届欠席したもの
 - イ 正当な理由なく6か月以上団費を滞納したもの
 - ウ 本団または本団団員に対する誹謗中傷を行ったもの
 - エ 本団の信用を著しく失墜する行為を行ったもの
 - オ その他、社会通念上不適切な行動・言動等を行ったもの
8. 除名となったものの再入団は、原則これを認めない。

第7条（役員）

1. 本団運営のため、次の役員を置く。
 - 代表（1名）：本団を代表し、団の運営を総括する。
 - 副代表（1名）：代表を補佐し、代表不在時にその職務を代行する。
 - 会計（1名）：本団の収支を管理し、定期的に報告する。
 - 監事（1名）：会計業務の執行状況を監査する。
2. 役員は必要に応じて役員会を開催し、団の活動に係る事項を審議し、団の運営にあたる。
3. 役員会は、必要に応じ団員を会議に参加させて参考意見の提示を受けることができる。
4. 役員は、団員の中から団員総会において選任する。
5. 役員の任期は1年とするが、再任を妨げない。
6. 監事と他の役員の兼任は原則認めない。

第8条（団員総会）

1. 団員総会は、代表者が10日以上前に通知して招集し、年1回以上開催して次の事項を決議する。
 - ア 活動報告及び決算
 - イ 活動計画及び予算
 - ウ 楽団規約の改正
 - エ 役員の選任
 - オ その他本団の運営に関する重要事項
2. 定足数は団員の過半数とし、議決に当たっては出席者の過半数により決定する。
3. 次の場合、団長は臨時総会を招集しなければならない。
 - ア 団員の1/3以上の要求があったとき
 - イ 役員会において必要と認めた場合

第9条（会計）

1. 団費、役員会の決定に基づく費用等、団の活動の必要経費の出納管理は会計が行う。
2. 会計は収支について遅滞なく記帳を行い、費用領収書・会計収支について、団員はいつでも見られる状態とする。
3. 本団の事業及び会計期間は、各年1月1日を始期とし12月31日を終期とする。

4. 団長は、各事業及び会計期間終了後3か月以内に団員総会を開催し、前期の活動報告及び決算を行わなければならない。
5. 余剰金が発生した場合は、演奏会費または次年度の活動費にこれを充てる。

第10条（指導者・非団員による活動参加）

1. 本団は、練習及び演奏会において技術指導を行う指導者等を委嘱することができる。
2. 前条に定める委嘱に係る経費は、予算の範囲内で役員会にて決定する。
3. 本団は、団員以外で本団の活動に著しい貢献があったと認められるものを、本人の同意を得た上で団友とすることができる。

第11条（演奏に必要な楽器等の管理について）

1. 各活動に使用する楽器は団員が各自必ず持参することとする。
2. 楽器の維持管理にかかる費用は団員が各自で負担する。
3. 本団の練習及び活動中に生じた楽器の破損、汚損、盗難、紛失に関し、本団は一切の責任を負わない。

第12条（個人情報・肖像権）

1. 団運営で得た個人情報は原則とし、本団代表者が管理し、団運営のためのみに使用する。
2. 退団する際には、全ての個人情報を消去する。ただし、退団後の連絡に必要な最低限の情報については、退団者の特段の意思表示がない場合は、本団代表者が引き続き管理する。
3. 団員は、本団活動中に撮影された写真・動画が本団の広報を目的として使用される場合（SNS投稿、チラシ、ウェブサイト掲載等）があることを了承する。ただし、書面による肖像権使用に関する不承諾の申し出があった場合にはこの限りではない。

第13条（付則）

本規約は令和7年1月11日から適用する。なお、本規約の遂行に必要な細則は、必要に応じ、臨時会議で定める。

第14条（感染症の予防・拡大防止のための要綱）

1. 新型コロナウイルス・インフルエンザ等の感染症の予防及び拡大防止のため、団員は自己の体調に十分留意し、感染の疑いがある場合には活動への参加を控える。
2. 感染症の流行に伴い、国及び地方公共団体から活動自粛や感染拡大防止にかかる措置の要請があった場合には、原則それに従う。
3. 平時においても、活動に使用する施設管理者が定めた感染防止対策の実施を順守する。